

平成 1 7 年第 4 回
城里町議会定例会会議録 第 2 号

平成 1 7 年 1 2 月 1 4 日 午前 1 0 時 0 4 分開議

1. 応招議員

1 番	寺 門 博 志 君	2 3 番	小松崎 三 夫 君
3 番	阿久津 則 男 君	2 4 番	鯉 渕 秀 雄 君
4 番	桐 原 健 一 君	2 5 番	根 本 正 典 君
5 番	所 和 明 君	2 6 番	大座畑 洋 二 君
6 番	飯 村 吉 伊 君	2 7 番	森 田 勝 一 君
7 番	小 林 祥 宏 君	2 8 番	浅 野 壽 一 君
8 番	小田部 博 夫 君	2 9 番	桧 山 年 載 君
9 番	仲 田 澄 雄 君	3 0 番	阿久津 尚 一 君
1 0 番	玉 川 台 俊 君	3 1 番	小 坪 孝 君
1 1 番	南 條 治 君	3 2 番	小 松 文 良 君
1 2 番	澤 田 豊 一 君	3 3 番	清 水 進 喜 君
1 3 番	金 子 栄 治 君	3 4 番	小 林 宏 君
1 4 番	加 藤 文 夫 君	3 5 番	福 田 定 夫 君
1 5 番	杉 山 清 君	3 6 番	保 坂 藤 吾 君
1 6 番	川 井 昇 君	3 7 番	宮 本 仁 君
1 7 番	藤 咲 徳 治 君	3 8 番	石 崎 貞 夫 君
1 8 番	佐 藤 國 保 君	3 9 番	近 澤 定 夫 君
1 9 番	羽根石 栄 一 君	4 0 番	篠 田 守 君
2 0 番	寺 田 和 郎 君	4 1 番	関 谷 誠 君
2 1 番	三 村 由利子 君	4 2 番	阿久津 堅 次 君
2 2 番	松 崎 信 一 君		

1. 不応招議員

な し

1. 出席議員

1 番	寺 門 博 志 君	2 2 番	松 崎 信 一 君
3 番	阿久津 則 男 君	2 3 番	小松崎 三 夫 君
4 番	桐 原 健 一 君	2 4 番	鯉 渕 秀 雄 君

5 番	所	和	明	君	2 6 番	大座畑	洋	二	君
6 番	飯	村	吉	伊	君	2 7 番	森	田	勝
7 番	小	林	祥	宏	君	2 8 番	浅	野	壽
8 番	小田部	博	夫	君	2 9 番	桧	山	年	載
9 番	仲	田	澄	雄	君	3 1 番	小	坪	孝
1 0 番	玉	川	台	俊	君	3 2 番	小	松	文
1 1 番	南	條		治	君	3 3 番	清	水	進
1 2 番	澤	田	豊	一	君	3 4 番	小	林	宏
1 3 番	金	子	栄	治	君	3 5 番	福	田	定
1 4 番	加	藤	文	夫	君	3 6 番	保	坂	藤
1 5 番	杉	山		清	君	3 7 番	宮	本	仁
1 6 番	川	井		昇	君	3 8 番	石	崎	貞
1 7 番	藤	咲	徳	治	君	3 9 番	近	澤	定
1 8 番	佐	藤	國	保	君	4 0 番	篠	田	守
1 9 番	羽根石	栄	一	君	4 1 番	関	谷		誠
2 0 番	寺	田	和	郎	君	4 2 番	阿久津	堅	次
2 1 番	三	村	由利子	君					

1. 欠席議員

2 5 番	根	本	正	典	君	3 0 番	阿久津	尚	一	君
-------	---	---	---	---	---	-------	-----	---	---	---

1. 説明のため出席した者の職指名

町			長	金	長	義	郎
助			役	岩	間	伸	博
収		入	役	富	田	孝	一
教		育	長	三	村	亮	一
町	長	公	室	長	富	永	郁
総	務		課	長	森	島	哲
企	画	財	政	課	長	加藤	木
管		財	課	長	海	野	勝
税		務	課	長	加倉	井	一
町		民	課	長	丹	下	栄
保		険	課	長	仲	田	政
健	康	福	祉	課	長	綿	引
産	業	振	興	課	長	高	橋

建設課長
都市計画課長
下水道課長
会計課長
水道課長
農業委員会事務局長
教育委員会学校教育課長
教育委員会生涯学習課長
桂支所長
七会支所長
診療所事務長

川又憲明
杉山勝男
小林修一
小林陸春
阿久津和文
河原井宗蔵
所道彦
岩下泉
谷津信雄
富田一郎
盛田守

1. 職務のため出席した者の職指名

議会事務局長
局長補佐
書記
書記

田上勤
菊地良子
鯉渕和己
桑野智弘

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成17年12月14日（水曜日）

午前10時04分開議

1. 付議事件

一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時04分開議

議員の出欠

○議長（関谷 誠君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦

労さまです。

ただいまの出席議員数は35名であります。欠席、25番根本正典君、30番阿久津尚一君、遅刻、42番阿久津堅次君、28番浅野壽一君、16番川井 昇君、10番玉川台俊君。

開議の宣告

○議長（関谷 誠君） 定足数に達しておりますので、これから本日の開議を開きます。

なお、説明のため、町長、助役、収入役、教育長、室長、課長、局長、支所長、事務長がそれぞれ出席しております。

傍聴人1名を許可いたしました。

一般質問

○議長（関谷 誠君） 本日は一般質問から入ります。

通告第9号、20番寺田和郎君の発言を許可いたします。

20番寺田君。

〔20番寺田和郎君登壇〕

○20番（寺田和郎君） 20番の寺田であります。

それでは、さきに通告をいたしました合併特例債について質問をいたします。

今さら特例債についてなどと愚問と思われるかもしれませんが、あえてお伺いをするものであります。

私は、10人の有識者との会話の中で、次のような質問を受けたことがあります。といいますのは、それは、合併をすることによりまして、町村の垣根が取り払われ、予算がより効率的に使われ、さらには多額の合併特例債の交付によって理想郷をつくるということでしたが、現在までのところ、緊縮予算ということで、すべての面において活気がなく、非常に残念でならないというようなことを言っておられました。

さらに、もし合併をしないでいたとしたら、今よりも増して苦渋を飲まされていたのだろうか。合併をすれば、特例債なるものを受けられるということになっていたが、それがどのようなになっているのか。また、その使い道はどのようにしているのかというような内容でありました。

そこで、私は、私の認識している範囲内で、国から合併をすることによって10年間を限度とし、約100億円の特例債が受けられ、さらに県の方から10億円の交付金を受けられるというようなことを申し上げたわけであります。もし、この額面について違いがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

次に、特例債をどのようなまちづくりに使うのかということについて伺います。

私は、常日ごろ町全体の上水道事業、そして下水道事業の整備促進ということが頭から離れたことはありませんが、このことにつきましては、前回は質問をして了解をしておりますので、特に申しません。しかし、これらの事業の整備なくしては、決して住みよい城里町などとは言えないのではないかと考えております。

これはこれとして、特例債の使途について具体的にお伺いをしたいと思います。

3点目として、この特例債が町民の期待するまちづくりにどのように活用しようとしているのか。また、年次的にどのように計画を立てているのかについて伺いまして、私の質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 寺田和郎議員からの一般質問であります。第1点目は、合併特例債の使途について、総額でどのくらいの額なのかということと、県の特例交付金の問題、それから、まちづくりの活用といいますか、特例債がどのように年次的に使われていくのかと、そういうご質問かと思えます。

第1点目の、合併特例債の件であります。城里町、3町村合併をいたしまして、全体の財政事情といいますか、そういうものから推しはかっていますと、標準の全体の事業費が約101億というようなことで計算をしていきますと、95%が特例債の発行ということになりますので、約96億円ぐらいが町として10年間に起債ができると、そういう額であります。

いずれにいたしましても、その起債でありますから、交付金ではありませんので、その返済に当たっては、交付税で算入される元利償還金70%、それ以外の分については町が返済をしていくということです。今までの起債事業の中でも、過疎債とかそういうものに比べても、ほとんど同じようなケースになっているということでございます。

そういうことで、交付金ではなくて、起債をしていくということです。やはり選択をしながら使っていかなければならない、そういうふうにお考えのところであります。

それと、合併関連の県の合併特例交付金であります。交付限度額としては、県としては1町村単位でいきますと2億5,000万と。ですから、3つ合わせて7億5,000万というような交付金を予定しております。それが平成16年から平成20年までの期間で交付されると、そういうことになっております。

それとまた、県の方で、市町村づくりの支援事業というようなことで、全体としましては、15年を限度として県が交付をするというような内容の事業もございしますが、これにつきましては、消防署所の設置整備、そういうものに4億円を充てていくということです。ですので、これにつきましては、県の方から補助、合併のために交付されるというものを使っていきたいと、そういうふうにご検討いただいております。

それと、合併特例債の使途、使い方あります。公共的施設の整備及び統合整備と、

そういうものに使っていくということでありまして、町の合併特例債の使途につきましては、現在63億円を計上しておるところであります。交通体系の整備、上下水道の整備、生活環境の整備、消防防災の推進、保険医療の充実、子育て支援の充実、学校教育、幼児教育の充実というような中に使ってまいりたいと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、それらの起債を有効に繰り出しながら、新しいまちづくりのために活用していきたいと、そういうふうに考えております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 20番寺田君。

〔20番寺田和郎君登壇〕

○20番（寺田和郎君） ただいまの説明で、おおむねの理解をいたしましたが、情報の提供という件につきましては、再三私が口になっている住民との対話集会を開いていくことが大事なことはないかと思います。

また、特例債の100億円という額は、町にとりましては、非常に巨額な額面でありますので、どうかフルに活用をして、町民が期待する活力あるまちづくりに努力されますよう期待をして、私の質問をこれで終わります。

以上です。

○議長（関谷 誠君） 以上で、20番寺田和郎君の一般質問を終結いたします。

さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

次に、通告第10号、17番藤咲徳治君の発言を許可いたします。

17番藤咲君。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

○17番（藤咲徳治君） 17番藤咲です。

通告に従い、一般質問を行います。

大きく3点にわたって質問いたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

まず、指定管理者制度についてであります。この法案の国会審議の際、共産党は衆議院の総務委員会で、公の施設を、公共性を持たない営利を目的とする民間法人に管理委託することは、自治体の責任放棄になるという理由で反対しました。この制度は、町民の共有地財産である公の施設を、民間の利益のために開放するという制度です。

しかし、公の施設ですから、管理運営をたとえ民間がやったとしても、その公の施設という性格は何らかわりはありません。地方自治法の附則によれば、公共的団体に委託しているすべての公の施設は、法施行の3年以内、つまり来年9月1日までに直営に戻すか、指定管理者制度に移行しなければなりません。自治法附則では、指定管理者制度に移行できるのは、現在公共団体に委託している公の施設という限定ですが、総務省、自治省行政局長の通知では、既存の直営施設についても、指定管理者制度を積極的に活用するようにとの指示が出ています。

法の拡大解釈ですが、私はここに、指定管理者制度の恐ろしさがあると思います。際限なく役所の仕事を民間に開放していく。自治体がやるべき仕事を民間に丸投げしていくことは、戦後構築されてきた地方自治の精神が、目先のお金のために崩壊していくのではないかと私は懸念します。住民の安全、サービス、プライバシー、教育、文化はどうなってしまうのでしょうか。

私は、公の施設の管理先を指定するに当たって、町民の利便性がどれだけ向上するか、透明性を高め、公平公正な選定がどれだけ確保されるかという角度から、幾つか質問させていただきます。

第1に、城里町には、現在102の公の施設があるということですが、その役割、性格、目的は多岐にわたります。今議会では、さきのかつら老人福祉センターのほかに、新たに7つの施設を指定するとのことですが。

さらに今後、町では、指定する施設の範囲をどこまでにしようと考えているのでしょうか。総務省の通知にあるように、現在は町営でやっている施設も指定管理者制度を活用することがあるのでしょうか。

第2、町にかわって民間が公共施設の管理運営を代行するわけですから、選定に際しては、公共性が確保しなければなりません。指定先の選定は、入札ではありません。従来の入札のように、入札金額の多い少ないが、指定先選定の決定的な条件ではなくなります。

東京では、指定先選定をめぐる事件が起きました。これらの不正や癒着をなくし、透明性の高い選定や管理運営ができるようにしていくことが求められています。当町では、この件についてどのような措置を考えているのか、お聞きしたいと思います。

第3、選定した相手がどのような管理運営をするかは、住民サービスの内容に直結する問題です。これがこの制度の根幹をなすものだと私は思っております。したがって、指定業者が提出した事業計画書と事業内容を町民がチェックし、議会もチェックできることが大切だと考えます。町民に対する事業計画書の公表、議会に対する公表は、チェック機能を働かせるための大前提です。以上、町長の考えをお聞きしたいと思います。

第4、指定先を選定するというのは、町長にとって行政行為、行政処分に当たります。議会での質問や答弁の義務が当然あると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、財政問題について伺います。

今、全国のほとんどの自治体は、財政運営に苦慮しています。それは、単に地方交付税が削減されているという理由ばかりではありません。普通建設事業費における補助事業費が極端に少なくなっている一方で単独事業が多くなっているということに原因の一つがあります。

具体的に、旧3町村を見ると、3町村合計の地方債が、特に平成12年度からふえ続けています。城里町が誕生してまだ10カ月という短い期間ですが、合併してよかったのか悪かったのか、町民はそれぞれ考えています。町政を預かる立場として、町長執行部は町民に

十分な説明責任を果たす責任があるのではないかと思います。

そこでお聞きします。町の財政運営が困難と言われていますが、困難を誘発している主な原因は何だと町長はお考えでしょうか。

次の質問、今、小泉内閣のもとで三位一体の改革が進められています。この間、朝日、毎日、茨城新聞各紙に全国の知事からのアンケート結果が発表されました。どの調査も、三位一体改革について消極的、あるいは否定的な評価が圧倒的です。国の義務教育費の国庫負担金を一般財源化する件について、地方から猛反発がありました。

さきの9月議会において、我が城里町議会も、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を国の関係機関に提出しました。義務教育費の国庫負担制度は維持されたものの、国庫負担率が2分の1から3分の1に大きく引き下げられました。この三位一体の改革から3年になります。町長は、三位一体の改革をどのように評価しているのかお聞きします。

次に、町がいろいろな団体に出している補助金について伺います。

これは、城里町補助金等交付規則によって出していると思います。その規則の第3条は、町長は町の公益を増進し、かつ町行政の総合的見地から、真に必要な場合においてのみ、法令、条例、規則等の定めるところに従い、合理的基準により補助事業等に要する経費を算出し、これを予算に計上すると定めております。ここで言う合理的基準というのは、具体的にどういうことを指すのか、内規で具体的に決めているのかお聞きしたいと思います。

例えば、予算がないから一律に何%削減するというのが、果たして合理的基準なのかどうかは疑問です。町にとって必要不可欠な自治会などのコミュニティに係るものは、町行政にとって不可欠なものだと思います。それらを一律に削減するということになれば、たらいの水と一緒に赤ん坊を捨てるなということわざのとおり、必要なものまで捨てることになってしまいます。町からの補助金交付に当たって、交付する、しないか、金額をどうするかなどを、町民参加による審議会をつくり、公明正大な方法をとっているところもあります。

また、例えば、町内の任意の文化的な団体などに対して、町民を含む審査委員の前で、住民代表がプレゼンテーションを行い、それを参考に交付するか、額はどうかを決定する方法をとっているところもあります。そのような手法でも、当町でも採用する考えがあるかどうかあわせてお聞きしたいと思います。

さらに、財政問題の最後ですが、来年度予算の見込みはどうなっているのか、財政問題の最後としてお聞きしたいと思います。

次に、介護保険について伺います。

介護保険法が改定され、法成立からわずか3カ月というスピードで10月1日施行されました。今度の改定で、利用者に大きな負担がのしかかり、施設利用者は、年間約39万円もの負担増になったと聞きます。

私は、さきの9月議会の一般質問で、介護保険法の改定は、先に国の財政支出抑制ありきで始められたものだと言いました。国の負担が4,000億円減る一方で、国民や利用者の負担は1,000億円ふえるという試算があることも紹介しました。今、町民の多くは暮らしが大変です。そういったときだからこそ、町の事業を町民の生活を応援するものにしていかなければならないと考えます。

まず、保険料の問題です。9月議会で、私は、段階を多くすることで、結局は全体の財源を確保しながらも、同時に低所得者に配慮した保険料に設定できるのではないかと提案しました。それについて町長は、策定委員会の中で協議すると答弁されました。保険料について、策定委員会ではどのような検討がなされたのか、まずお聞きしたいと思います。

次に、10月からの法改定によって、介護施設の食費、居住費が介護保険の対象外となり、原則として全額自己負担になりました。施設利用者には、かつてない負担増となりました。

同時に、今町には、要介護認定を受けた方は500人余りです。その多くの方々は在宅です。そして、在宅の人たちが利用するデイサービスやデイケアでの食費も介護保険の対象外となりました。自己負担になったことで、お年寄りたちがコンビニ弁当をうちから持参したというニュースを聞きました。施設では、その弁当をどう保管するのか、食中毒を起こしたときの責任はどうなるのか、お年寄りの栄養管理ができないなどと頭を痛めているということです。

今回の改定による居住費、食費の負担増が余りに大きな内容であるため、極めて不十分ながら、国は低所得者対策を設けました。それは、利用者負担第1段階から第3段階の人の居住費、食費を軽減する措置です。

しかし、この補足給付という低所得者対策の仕組みが、デイサービスやデイケアにはありません。また、ショートステイというのは、介護者が病気になったときや、急用ができたときなど、お年寄りを見られなくなったときに緊急に預かってもらう、いわば最後のとりでのようなところです。その滞在費や食費の負担が大変だからといって、利用を抑制することがあってはならないことです。

10月からの負担増から高齢者の生活を守るために、全国では独自の軽減措置をつくる自治体が生まれています。デイサービス利用者の食費や、施設利用者の一部の食費、居住費を対象に、施設を補助をする制度だったり、住民税非課税を対象に、食費の自己負担の4分の1の補助をする制度だったり、具体的な秩序に合わせた内容になっています。

また、尾辻前厚生労働大臣は、共産党国会議員団の地方自治体が行う利用者負担の軽減措置に対して、国はペナルティーを科すなどの干渉はしないことという申し入れに対して、自治体の軽減措置に干渉はしないと回答をしております。町として、在宅の食費や滞在費に対する負担軽減策をとる必要があるのではないかと思います。町長の所見をお伺いします。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（関谷 誠君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。
町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 藤咲議員さんからのご質問にお答えをいたします。

第1点目は、指定管理者制度についてであります。指定管理をする施設の範囲を伺いたいということでもあります。

今回の指定管理者制度の対象施設としては、現在町内には102施設がございます。そういう中で、今回そのうち7施設を指定管理者に指定するという事で、残りの95は直営であります。それですから、90何%は直営で残るといような形であります。

また、その範囲であります。市場競争の原理を導入しながら、民間企業等のノウハウを活用したサービス向上と、それから財政の改善が図られると、そういう観点から、指定管理者制度として7施設を指定するわけであります。

今回の指定につきましては、健康増進施設「ホロルの湯」、老人福祉センター「やまゆり荘」、特産物直売所、特産品直売センター「かつら」、藤井川ダムふれあいの里、グリーン桂うぐいすの里、山びこの里、以上7施設を指定管理者に指定するものであります。

国会では、共産党の方は反対ということはお聞きをいたしております。逆に言えば、戦後の保守自民党体制が変わってくるというような、逆な流れといえますか、そういうことでもあるかなと、そういうふうに思っております。

次に、指定先の選定時の公平公正さの確保ができるかどうかということですが、これらにつきましては、十分意を用いながらやっていくということで、それらの選定を適正に行うために、指定管理者候補者選定委員会、そういうものを設置をいたしまして、それらの選定委員さん7名でもって、それらの選定の作業に当たっていただいたものであります。

選定委員の委嘱に当たりましては、特に公平公正を期すために、外部委員といたしましてお願いをして、審査をいたしたものであります。公平公正の確保等につきましては十分にできるものと、そういうふうに思っております。

次に、事業計画の公表の問題であります。応募した企業等の事業計画書は、公開を前提にして求めた資料ではありませんので、一部企業秘密的なものもあります。これらによって会社の不利益となるようなこともある場合には、公表できないものもあるということでもあります。

ちなみに、県も指定管理者制度を既に導入をいたしておりますが、県の場合は、施設名、指定先、選定理由のみを公表しているというふうにお聞きをいたしておりますが、本町におきましては、議会において検討していただくということから、それらの関係参考資料等については抜粋をさせていただきまして今回提出をしていると、そういうことでございます。

次に、議会での質問、答弁の対象となるのかということですが、公の施設については指定管理者制度の対象であり、指定管理者として指定をした施設及び今回指定されなかった施設も含めて、質問、答弁の対象になるものと考えております。

次に、財政問題であります。

財政が困難になっている主な要因は何なのかということですが、1つだけではないと思います。いろいろ長年の流れ、そういう中でありますが、一言で言えば、税収と歳出が乖離していると。税収が少なくて歳出が多いということでありまして、それらのために、社会資本整備、社会基盤の整備、そういうものをするために、起債をしているということが今年度の公債費を押し上げている要因になっておりまして、それらがやはり経常収支比率を押し上げているということで、一番大きな要因になっておるのではなかろうかと思っております。

今後は、管理業務の委託、各種事業等につきましても見直しを図りながら、効率的な運営を進めなければならない、そういうふうに思っております。

次に、三位一体改革の評価をどうできているかということですが、国庫補助金、交付税、それから税財源の移譲、そういうものを含めて改革をしていくということですが、私どもにとっても、やはり見えない部分もあります。実質的に、数字上こういうふうに減らしてこういうふうに税財源を確保するという中にあっても、具体的にそれが目の前に金が積まれてこなければわからないというようなことも、私としても実感をしております。

そういう中で、やはりいずれにしても、国家財政の破綻の危機にあると。それに伴って、地方財政も破綻。そういう中で、やはりどこかでだれかが改革をして、そういうことありますので、その評価につきましては、私も不透明なところがあって、全面的に広がったというふうなことも思っておりますが、いずれにしても、数年後にならないとやはりこういう問題も、あのときあれをやってよかったというようなわけにはいかないのではなかろうかと思っております。

次に、町からの補助金交付金の交付について、住民参加による審査の手法を考える必要があるのではないかということですが、町の中に、補助金等交付規則の第3条によって合理的な基準というものが掲げられておりますが、それはどういうことなのかというご質問でもあるかと思います。

そういう中で、やはり提出資料が客観的に実証された内容を踏まえているかどうかと。また、提出資料によって、それらの内容が適切に事業に結びついて対応できているのかと、そういうことかと思います。これらについては、審査規定も設置をされておりますが、育成補助金等についてはおおむね3年というようなことで交付をいたしております。

また、それらの補助金について、一律削減と、そういうものも何か合理的ではないのではなかろうかというお話ですが、私もそのような感じは持っております。しかし、

こちらを削ればこちらが立たないというようなこともあって、そういう形になっておるのかとも思いますが、いずれにしても、第三者機関のような形で審査をしていくということも一つの手法だと思いますので、検討してまいりたいと、そういうふうに考えております。

続いて、来年度予算の問題であります。さきに、昨日飯村議員さんからもご質問もありました、平成18年度の予算規模につきましては、現在編成作業中であります。限られた財源の中で、重点的、効率的な配分をして、合併して2年目のまちづくりに対して、最少の経費で最大の効果が発揮できるような編成を考えておりますが、その作業に現在当たっておるところでありますので、財政規模等については今精査中でありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

続いて、介護保険であります。介護を段階的にふやして、低所得者へ配慮した保険料にしてはどうかというご提案かと思っております。

介護保険の保険料につきましては、3年ごとに見直すということで、ことしが見直しの年に入って18年度から、ゼンサンキが本年度で終わるわけですから、18年度から新しい、その再検討の中で介護保険が運営されていくということになるかと思っております。

現在、それらの計画の策定委員会を開いておる段階であります。全国的に見ると、やはり城里町、この地域については、全国的には今までは低いクラスにあったのではなかろうかと、そういうふうに思っております。全国的には、第1期には2,900円、それから、平成15年から17年までは大体3,300円、そこらが典型的な、全国的な介護保険料であります。

また、全国的な見通しからいくと、18年度から20年度については、4,300円ぐらいに全国的に平均にはなるのではなかろうかということですから、スタートをしてから1,500円ぐらいのアップになっておるということですのでございます。

そういう中で、現在町の方でもそれらの計画策定の中で、今後の見込み、そういうものに対しての算定をしながら、介護保険料の額が決定されていくわけですが、十分に意を用いながら計画を策定してまいりたいと、そのように考えております。

また、在宅介護の施設利用の食費、居住費に対する軽減措置の考えであります。保険料の軽減措置とあわせて、やはりそういう軽減措置はどうかということかと思っております。そういう中で、現在は、町独自の軽減措置を基準外にやっていくという考えは、今のところございません。これら策定委員会等についても、そういう問題も図りながら今後進めてまいりたいと、そのように考えておるわけでありまして。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（関谷 誠君） 17番藤咲君。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

○17番（藤咲徳治君） この地方自治法の改定後、指定管理者制度について、総務省は、どういう施設ができるのかということを中心にかなり幅広く出しているわけです。例えば、国は、

図書館については対応することができるように周知するということを言っておりますし、また、一般廃棄物の処理施設も現状でも指定管理にすることが可能だというふうに言っているわけです。

さらに、幅広くやっているわけですが、この自治法を改定したときの条件というのは、現在民間に委託しているものについては、直営にするか指定管理者制度に移行するかということを決めていると思うのですが、明らかに総務省の通知というのは、それを逸脱している。現在直営のものについても、指定管理に移行することをしてほしいというような意味のことを言っていますので、これはあくまでも逸脱だと思うのです。

そうすると、町長の答弁だと、今現在102の公の町の施設のうち95については、この来年の9月1日以降も直営にするということで、これ以上拡大する必要がないということなのかどうかということを、再度確認したいと思います。

さらに、事業計画についてですが、これは、毎年年度末に指定業者は、その町に対して報告するというのがこれは義務になっていますよね。それを提出するわけですが、その内容については、業者に不利益になるものは公表できないということなんですけれども、それが町民にとって不利益になった場合どうするんですか。というときの、この業者を守るのか、町民の守るのかというのは、明らかにその立つ位置をどちらにするかによって極端に変わらと思うのですが、そこをもう一回お願いしたいと思います。

それで、議会での質問や答弁の範囲に入るのかということについては、町長もなるということで、質問とかすることもできるということで確認したいと思います。

それで、指定管理者について、さらに町で、これ町からいただいた取扱要綱の中で、ということ書いてありますね。町が指定管理者に代行をお願いするわけですが、その場合の、十分なしっかりとした監視を継続しますと書いてありますが、このしっかりとしたと、例えば、これ事業計画書というのは1年に1回しか出てこないんです。それで、あくまでも公の施設を業者に代行してもらわなければならないわけですから、その場合、その施設を利用する町民が、こういう不都合があった、こういう不便があった、こういうことおかしいのではないかと、いう要望とか苦情とか意見とかいろいろ出てくるわけですが、そういうときの対応の仕方というのは、具体的に町で受けて、指定管理者にどのようにそれを実行してもらうのか。さらに、そういうものが、では協定書なりにそれがなかった場合には、それはどうするのかということもあわせてお聞きしたいと思います。

さらに、財政問題ですが、どこでも苦慮しているということはそうだと思うのですが、理由は1つだけではないと思うのです。確かに、ここ12年とか、3町村の合計のいわゆる地方債の残高をグラフつくってみたのですが、すると12年度から極端に多くなっているんです。12年度は3町村合計が116億円だった地方債が、13年度は131億、14年度が136億、15年度が140億と。16年度は142億ということがなっていますが。

そういうことで、どこも、その1つの理由としては、やっぱり普通建設事業費というの

が、これもグラフつくってみたのですが、普通建設事業費ということと、補助事業費の単独事業費というのがグラフこうくつついてしまっているんです、これね。すると、このところ自主補助事業というのはなくなってしまうって、ほとんど単独事業なんです。みごとにくつついてしまっているんですが、そういうことだったということが、やっぱりこの地方債が極端にふえている大きな原因かなというように私は考えたんです。

それで、1つ確認したいんですが、16年度の決算を見ますと、いわゆる経常一般財源比率というのは、16年度は100.2%ということで、経常一般財源比率というのは、経常一般財源収入を標準財政規模で割った比率なんですけど、すると100.2というのは、これを100を超えれば超えるほど、自分たちの自由になるお金がそれだけふえるということだということを、どんな財政の本を読んでも書いてありますが、そういう点で見ると、これは例えば、受益者負担がふえたり、公共料金が上がったり、税収がふえたり、普通交付税がふえたりがすると、これは上がるということですよね。

ということになると、この経常一般財源比率で見ると、確かに財政困難なんだけれども、自分のお金が自由になるお金が、自分で使えるお金が極端にないということではないと思うんです。そういうところをもう一度、いろんな財政困難の理由があると思うのですが、そのところをお願いしたいと思います。

もう一つ、町の補助金交付の合理的な基準というのは、審査規定があると、内部規定があるということではよろしいのでしょうか。それで、要するに言いたいのは、そういう審査規定がなくて、一方的に削られたことで、町民の判断というのは、自分の身近なところが、予算がどういうふうにされたのかというのが重大なその町政を評価する基盤になるわけですから、そういうことで、そういう審査規定というのをさらに町長は改定を、変えることも検討をしているということなので、どういうところを変えるというのか、改めてお伺いしたいと思います。

さらに、次の、新しい年度に対しての予算のことですが、この合併協議会だよりに出された資料ですが、合併後のまちづくりのために、あなたはどのような施策や事業に取り組むべきだと思いますかということで、幹線道路や生活道路の整備というのが40.1%、保健、健康、医療の充実については38.1%、交通安全、消防、防災、救急体制の充実については36.4%というように、合併してよかったのかどうかというのを、もうそろそろ町民の皆さん、判断したいと思っているんです。

そうすると、やっぱりこういうものが予算の中にどのように反映されているのかということが、町民にはこれだけの比率あるわけですから、関心を持っていると思うので、それにこたえるような予算編成を私の方からもぜひ生かすべきではないかというふうに思っております。

次に、介護保険についてですが、どこも全国的には、ここの地域が社会保険料低いクラスだということは承知しております。それで、今度の改定によって段階をふやすというこ

とは、要するに、新保険料の５段階の保険料をさらに細分化できるということです、この前の９月議会のときに、そういう段階をふやすことによって、結果的には全体の財源を確保しながら、結果的には低所得者に配慮した保険料に設定できるのではないかということで、町長が言ったように、さらに保険料を軽減措置ということで、きょうは言っているわけではありませんので、念のため申し添えます。

９月議会で、段階をふやすことによって保険料を細分化することができると言ったわけですから、その後これを試算して、こういう保険料になることも一つの案だということをやったのかどうかをお聞きしたいと思います。

次に、在宅のいわゆる補足給付の、補足給付というのは、施設の入所者に対して行われるものですが、それをさらに在宅のショートステイなどのデイケア、デイサービスの食費を含めて、ショートステイの場合には滞在費も含めた、そういう大変なこれについては負担増になっているわけです。

ある事例なんですが、これは施設の人なんですが、今までは家族の扶養者になっていたんです。扶養者になっていたことで、要するに利用者段階で言うと、１から３を外れてしまうんです。４段階になるわけです。そうしたことで、一気に施設の費用がかかって、一気に１０万円上がった請求書が来たということでびっくりして、その家族は、そのお年寄りを扶養者から外して独立させて、結局利用者段階の１から３の範囲に入るような措置をとったと。

要するに、扶養者を外したというようなことで、このことが、結局は家族の形のそのものも変えるような実態が今出ているわけで、そういう深刻な状態が出ていると。これは介護地獄とまでは言えるかどうかわかりませんが、それに近いような状態が今現実に出ているということも知った上で、特にそういう極端に介護負担が多くなっている現状を見ると、この措置というのは、結局は人道的な措置ではないかを見地から検討すべきではないかということを申し上げて、第２回目の質問といたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 藤咲議員さんからの第２回目の質問であります、指定管理者制度、拡大をするのかということですが、当面はこの形で進めていきたいと、そういうように考えております。

また、報告の義務、不利益とかそういう問題、それから苦情の取り扱い、対応、そういうものについては、担当課長の方からご説明を申し上げたいと思います。

それから、財政問題、財政困難な理由、もっとほかにもいろいろあるのではないかと。確かに複雑に絡み合っていますが、具体的なことにつきましては、担当課長の方から経常収支の比率の問題、そういうものについてお答えを申し上げたいと思います。

また、補助金の問題であります、私、第三者機関でそういう補助金の問題について検

討いただくということの一つの方策と、住民の視点を入れながらやっていくということも大事だなと思っております。

それと、合併後のまちづくりの問題であります。合併についての判断、まだ私はある程度時間かからないと、合併しないでもっともっと削減をしながらやっている町村もありますが、そういう町村であっても、あと5年後、10年度どうなるかということに対しても、もう少しやはり時間的な経過が必要ではなかろうかと、そういうふうに思っております。合併して1年以内によかったかどうかというような判断は、まだ早急ではなかろうかと、そういうふうに考えております。

それから、介護保険の問題であります。今施設から在宅へというふうに介護等も変わっておりまして、それらの中の段階の問題とかそれにつきましては、担当課長の方からご答弁を申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

管財課長。

〔管財課長海野勝美君登壇〕

○管財課長（海野勝美君） それでは、藤咲議員さんにご答弁申し上げたいと思います。

さき取扱要綱というものを議員さんに配付させていただいておりますが、その中で、しっかりと監視を継続することになってございますけれども、お手元の協定書の中にも、第20条から23条で業者から報告をさせると、そういうところから担当課の方でチェックをしていくということになろうかと思っております。

さらに、指定管理者に対します監査ということもあろうかと思っておりますし、これについては、必要があると認めたときに、その業者の方から提出を求めることができるという項目になろうかと思っておりますし、要は、監査の対象であるということになるかと思っております。

○議長（関谷 誠君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

○企画財政課長（加藤木昭博君） 藤咲議員さんのご質問の、財政が困難な理由ということでございますけれども、先ほど町長からありましたように、経常収支比率を押し上げるのも一因かと思っております。そのほか、出ていますように公債費、それと扶助費の増加、あとは行政需要等の増加、あるいは交付税等の一般財源の減少というのが主な原因だと考えております。経常収支比率、この後へ進んでいく方向がある程度でございますので、効率的な運営に今後も努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 保険課長。

〔保険課長仲田政男君登壇〕

○保険課長（仲田政男君） 17番藤咲議員の質問に対しましてお答え申し上げます。

保険料の算定でございますが、５段階から６段階に、新しい制度の中であるということ、その中で試算したのかというようなご質問でございますが、これにつきましては、国の制度にのっとりということで、新しく見直し後は５段階が６段階になるということで、幾らになるかその計算はしてございませんけれども、国の制度でもって持っていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、施設の入居者の関係でございますが、ショートステイ、デイサービスの関係でございますが、居住費、食費の軽減措置の関係でございます。これにつきましても、国の制度でもって実施していくということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（関谷 誠君） 17番藤咲君。

〔17番藤咲徳治君登壇〕

○17番（藤咲徳治君） 2回目の質問の中で、指定管理者についてですが、町民から苦情とか意見とか要望とか出てきたときに対応するのは、これは1年に1回ということですか。そういう出てきた都度、そういうものを業者に伝えて改善してもらうというような措置はとることはできないのでしょうかということを、再度確認したいと思います。

あと、これ私が抜けてしまったんですが、この指定管理業者というのは、いわゆる地方自治法92条の2のいわゆる議員の兼業の禁止の、つまり請負とか契約に当たらないから、兼業を議員がやっている業者であっても指定管理者になることができるということになってくると、これはちょっと癒着とかそういうもののおそれがあるので、そういうことを条例に明記する必要があるのではないかということを、3回目にもう一度確認したいと思います。

さらに、財政問題ですが、さっき経常一般財源と言いましたけれども、経常一般財源比率が100を超えた場合には、比較的自由になるのではないかといったことを、ちょっと課長も誤解というか勘違いしたのかなというふうに思いますけれども、そのところを確認したいと思います。

さらに、介護保険についてですが、これ国の基準で算定すると言いましたけれども、国の基準というのは、法律もそうなんだけれども、法律の中で、自分の保険料段階を、今度5から6になるわけですが、多段階をするということは、新5段階以上の人を細分化することができるんです。そういうことも、これも国の基準でありますので、それも参考にさせていただきたいと思います。これは自治体の裁量に任されているわけですから、自治体で自主的に判断して何ら差し支えない、これも国の基準だと思いますので、そのところを再度質問したいと思います。

○議長（関谷 誠君） 管財課長。

〔管財課長海野勝美君登壇〕

○管財課長（海野勝美君） それでは、藤咲議員さんにご答弁申し上げたいと思います。

苦情等の処理でございますけれども、この指定する段階の仕様書の中にも、指定管理者は適切な対応を行うということでございますので、その都度対応するということになろうかと思えます。

○議長（関谷 誠君） 企画財政課長。

〔企画財政課長加藤木昭博君登壇〕

○企画財政課長（加藤木昭博君） 藤咲議員さんの経常一般経費と比率でございますけれども、標準財政規模に対する経常一般財源の割合でありますけれども、この比率が高いほど経常一般財源に余裕があるということになっております。議員さんのご質問の内容のとおりであります。

○議長（関谷 誠君） 保険課長。

〔保険課長仲田政男君登壇〕

○保険課長（仲田政男君） ご質問にお答えいたします。

国の現行の基準につきましては、保険料の関係でございますが、現行が５段階であります。今後、見直し後ということで、今回見直しをされるわけでございますが、それにつきましては６段階で実施されるわけでございます。

先ほど議員さんの方からお話がありました細分化につきましても、自治体で自主的にできるのだよということでございますが、これにつきましては、ただいま申し上げましたように、現行の５段階から、今後国の制度を６段階に持っていくということで実施してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（関谷 誠君） 答弁漏れ言ってください。

○１７番（藤咲徳治君） 請負契約に引っかけられないということで、その条例に盛り込む必要があるのではないかと。

○議長（関谷 誠君） 管財課長。

〔管財課長海野勝美君登壇〕

○管財課長（海野勝美君） その兼業禁止が何かと思えますけれども、新聞等によりますと、全国でも数少ないということでありますので、それらについては、今後も十分なる検討課題かと思えます。

○議長（関谷 誠君） 以上で、１７番藤咲徳治君の質問を終結いたします。

ここで、１１時３０分まで休憩いたします。

午前１１時１７分休憩

午前１１時３０分開議

○議長（関谷 誠君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま４２番阿久津堅次君が出席いたしました。

次に、通告第11号、18番佐藤國保君の発言を許可いたします。

18番佐藤君。

〔18番佐藤國保君登壇〕

○18番（佐藤國保君） 第4回定例会に際し、通告に従いますところの一般質問を始めさせていただきます。

突然の話になると思いますが、水戸市との合併について、町長の所見をお伺いする次第であります。

先日、この水戸市との合併は、周辺の町村を考えますと、茨城町が間もなく合併と。内原町は既に合併をいたしまして、残るは大洗町と我が新しくできました城里町と、こういう状況になりますが、先般、大洗町の同僚の議員にお聞きいたしましたところ、内面下では既に進んでおりますということでございます。それで、小川町がありますが、小川町は小美玉市が誕生いたしますので、最終的には、県の境にあります私どもの城里町が多分に残るのではないかとということが現状ではないかと思われま。

そういう点で、町長には、そういうことを踏まえた上で、現実、城里町ができたばかりで、結局こういう唐突な質問をするのは申しわけないと思いますが、将来性を踏まえ、この点がどういうふうに町長お考えであるかをお伺いするものでございます。これが第1点目でございます。

第2点目は、水戸市は、人口50万都市構想の計画を立てております。当然ながら、我が町も入るのではないかとということを考える次第でございます。この点については、いわゆる水戸市側からアプローチがかかってくるのか、そういうことも考えることができるのではないかなと思われま。

こういう点も踏まえ、町長も水戸市の加藤市長と何回かお会いしたこともあると思いますが、こういう点、私的にでもありますけれども、こういう話が出たのか、そういう点がありましたらお話をいただきたいと思いま。

次に、第3点目は、合併に関する課題が一番のこれは大事な点ではないかと思いま。いわゆる行財政のスリム化が重要と思われまますが、この点も伺ってまいりたいと思いま。これは、合併をせずとも必然的にこれは大事なことであると思いま。昨日も所議員の方から提案がありましたとおり、私も全く同感でございます。そういう点も踏まえ、このいかに負の財政を正していくかということは、これは大なたを振るう以外あり得ないのではないかなと思われま。

かつて小泉総理大臣が、大きく話がなりますが、自民党をぶっつぶすというお話がございました。そういう点で、完璧に彼はやってのけ、新生自民党をつくったわけでございます。

そういう点を踏まえますと、最近ジャイアンツに新しく就任いたしました原監督が言っております。私もジャイアンツをぶっ壊して、新しい、いわゆる新生ジャイアンツをつく

ると、そういうふうなお話も承っておりますが、そういう点を踏まえ、やはりまずい点は前の引きずりではなくして、新しいものを一つ一つ生み出しながら、この財政のスリム化をお願いをいたしたいなと思うものでございます。

今回、笠間市が、いわゆる笠間、友部、岩間、1市2町が合併をいたしまして、笠間市が誕生する運びになったわけでございます。この合併するに当たりまして、紆余曲折がございました。一時は断念の方向に進んだわけでございますが、これは笠間市の今の財政状況を踏まえ、一生懸命努力をいたしまして、スリム化にだんだん成功してまいったそうでございます。

議員数も15名に減らしまして、そういった中で、いわゆる職員も減らし、減らすことばかりが能ではないと思いますが、その負の財政についても積極的に挑戦をいたし、スリム化をもってこの主導権を持った、いわゆる笠間市が主導権を持ち、友部、岩間を結局合併の運びにして、新しい笠間市が誕生したと、するということに決まったそうでございます。これも一つのいい参考例になるのではないかと思います、この点も町長のご所見をお伺いいたしたいと思います。

次に、第2項目、いわゆる経費の節減策について伺います。

いわゆる臨時職員及びパートタイマーの方が、たくさん我が町には、公の仕事に従事している方がおいでになるのでございます。それと、シルバー人材センターの活用等を比較しながらお話を申し上げたいと思いますが、このシルバー人材センターには、いわゆる長年多種、要するに重職に携わっておいでになった、数多くの種類の職業の方が登録をされておいでになると思います。

そういう点で、この辺をよくご考慮の上、いわゆるこの人たちをいかに価値的に頑張らせていただけるか、その点も結局これからの大事な一点ではないかと思われま。このシルバー人材センターに登録されておる方々は、いわゆる高齢でございまして、就職しようと思っても年齢制限にどうしても引っかかります。そういった面踏まえ、技術的にもやはり仕事のやり方に対しても、非常に誠心誠意を込めてやられる方たちであると思いま。

それを踏まえ、低賃金で、やはり同じ条件の中これ行われるということは、緊縮財政の少しでも助けになるのではないかなと思います。そういう点で、このシルバー人材センターの仕事の量であります、これは、いわゆる民間委託が多いのか、それとも町の仕事もあるのか、その点も比較していただきながら、この状況をお伺いするものでございま。

次に、第3点目の、水路等の整備計画について伺います。

これは、石塚、花水木及び北米地区に至る用水路整備計画についてでございますが、この点については、私も旧常北町の議会で何回もご質問をさせていただきました。しかしながら、いまだにきちんとした回答が得られず、整備もされておられません。この辺が

どうなっているのかお伺いをするものでございます。

この地域は、いわゆる新興住宅地帯でございます。小さな子供さんがたくさんおいでになります。この用水路を、今ここから歩いて10分ぐらいのところでございますが、見てみますと、何としても危険性が大でございます。これはふたも何もないし、いわゆる夏になりますと、子供たちがザリガニとかいろいろなのがおりますので、そこに遊びに出て、水遊びをしている点もうかがってございます。そういう点で、いわゆるそれは、危険性もはらんでおりますので、その辺をどう整備計画をされるのかもあわせてお伺いするものでございます。なぜかならば、区長、自治長さんたちも、この点については新住民の方より多々要望をいただいております。

この地域は、町のいわゆる景気のよいときに行われました、大型開発をした地域でございます。その地域でもありますので、そういう点も踏まえ、この辺をしっかりと整備計画をしていくことによって、とにかく役場よりすぐ近いところでございますので、今行くとわかりますように、私有地はきれいになっておりますが、この地域だけはうっそうとした、いわゆるススキが生えたりいろいろな木が生えておりまして、一目瞭然町では何をやっているのかなという象徴みたいな状態になっておりますので、この辺を何とぞ整備計画を進めていただければと思います。

聞くところによりますと、いわゆる都市計画課では、10カ年計画というものが作成されておるそうでございます。この地域は、10カ年計画の中に入っておるのかどうか、まずお伺いをいたします。

前回もご質問いたしましたとおり、この地域の用水路というのは、国と県と町の3行政にまたがっていたのでできなかったというのが、これが答えでございましたが、昨年度より町管轄になったと伺っております。この間も町民課長より、来年度はるる計画を立てていくようなお話でございますが、本当にできるのかどうか、先日も住民の方からお話がございましたので、質問をさせていただいた次第でございます。

第4点目、地域活性化についてであります。我が地域のことばかり申し上げて甚だ恐縮でございますが、石塚小学校前の桜のライトアップ及び夏祭り、いわゆる盆踊り等による地域の活性化を復活させる考えはあるのかということでございます。私は、これはなぜ取りやめたのか、まず理由をお伺いいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 佐藤國保議員さんからの一般質問であります。水戸市との合併についてであります。

早期実現の可能性ということですが、城里町も合併して11カ月、12カ月、まだ1年はたっておりません。そういう中でのご質問かと思えます。合併効果等について先ほど

もご質問がありましたが、今すぐ水戸市に合併するというような、水戸市としてもそういう機運にはなっていないということが現実かなと思っておりますが、全体的に、議員ご指摘のように、水戸市50万都市計画ということがあります。そういう中で、やはり水戸市としては、城里町、ひたちなか、東海、大洗を含めたエリアを想定していると思っております。

そういう中で、やはり3町村合併するというのは、やはり将来は水戸市へというような流れもあるということですが、そういう中で、今後いろんな話が出てくると思いますが、直接的にはアプローチはございません。雑談の中ではありますが、個人的なお茶飲み話でやっていきますが、特別正式なアプローチがあったわけではありません。

現在、水戸市と茨城町が合併協議会を立ち上げて、進めておるという段階であります。いずれその次の段階あたりに、50万都市の中でどっちをねらってくるのか、またここで対応していくのかと、そういう話が出てくるのではなかろうかと、そういうふうにも考えておりますが、現在は全くの白紙であります。

次に、合併の課題は行財政のスリム化が重要です。議員おっしゃるとおりであると思います。今までは、旧3町村の行事とか事業とか、やはりそういう周りのこだわりもあります。そういう中で、どうやって新しい町の中で一体化を進めていくかということは、非常に大事だと思っております。

大なたを振るってということですが、なたを振るうと振るい過ぎるということもあると言われますし、なかなか難しい問題ですが、いずれにしましても、財政基盤の確立、そういうものは必要だと思っております。

また、現在の町の状況は、身を縮めているような状況だなと思っております。体を延ばしになっていた状態でしたから、今まで、それを縮めてもう一回ジャンプをする態勢を整えていると、そういうふうにご理解をいただければ大変ありがたいと思っております。

次に、シルバー人材の活用というようなことですが、町の臨時職員としましては、日直代行とか庁舎の清掃、診療所の看護師、学校給食の補助員、図書館の事務補助員、そういう方を臨時として雇用しておるのが実態であります。そういう中で、シルバー人材の会員は現在70名ほどおります。会員の中には、さまざまな技術や資格を持っている方、また社会的な経験も十分豊富な方もおります。そういう中で、それぞれの技能や技術を生かして、やはり働くクミンも担っていただくというのは、私は非常に、お互いが張り合いがある生活ができるのではなかろうかと思っております。

また、シルバー人材センターにつきましては、時間単位でお願いをできるという取り柄もありますので、そういうものを十分に考慮しながら、生かせるところは生かしながら進めてまいりたいと、そういうふうを考えております。

次に、水道の整備計画であります。花水木、それから北米地区に至る用水路、配水路、用配水路を兼ねているのかなと思いますが。水路等については、一部作業をやっております。

すが、下流部門については、ごみや砂利が堆積しておると。雑草が茂っていると、議員ご指摘のとおりかと思います。

そういう中で、シンドウ川、シンドウ川改正等につきましては、その上流部分が未改良の部分が多いというようになっておりますので、十分検討してまいりたいと思いますが、都市計画10カ年計画の中にあるのかどうかということですが、これにつきましては担当課長の方からご答弁申し上げたいと思います。

次、地域活性化対策、石塚小学校前の桜のライトアップ、夏祭りの件であります、ことしは桜が咲きました。私も桜が咲き始めて行ったとき、これ何でライトアップことしはやらないんだということで、私は職員に質問をしました。そしたら、これは今まで役場が直接のような形で設置してやっていたんだよと。予算がなくなってしまってできなくなったということになりまして、これはすぐやらなければだめだという話をしまして、あしたつけろというのは、もう桜が散りそうなころなものですから、では来年やろうということで、ことしはそういうこと、笑い話というかそういうことだったわけです。

ことしの春は、桜が長く咲いていましたので、なおそういう話が長く続いたのではなかろうかと思っております。来年度はぜひライトアップをしたいと考えております。

また一方、学校の庭にごみを捨てられるとか、車のドライバーから、照明が乱反射してまぶしいと、そういう話もあるという話を聞いております。そういうこともあります、夜桜を見ながら歩いていただくのも大変いいのではなかろうかと思っております。18年度予算に十分検討させていただきたいと思っております。

それから、夏祭り等であります、観光協会の方の補助というようなことで、ことしは駅前の七夕祭り、それから各地区の城里町民祭りということで、観光協会の補助の中で実施をしてまいりましたが、来年度18年度の観光協会の補助との絡みもございますが、総体的にどこをどうやってどうするか、またやめるものもあるのかないのかと、そういうものを十分精査しながら、来年度予算の編成に当たってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 都市計画課長。

〔都市計画課長杉山勝男君登壇〕

○都市計画課長（杉山勝男君） ただいま佐藤議員さんの質問にお答えしたいと思います。

城里町としては、10カ年計画は現在作成されておりませんが、今後そのようにしたいということで、内部で検討し、課題としてまいりたいと考えております。

○議長（関谷 誠君） 18番佐藤君。

〔18番佐藤國保君登壇〕

○18番（佐藤國保君） 水戸市の合併については、おおむね了解をいたしました。これ、非常に現実的、要するに今新しい町ができたばかりなので、そういう中でもやはり着々とかういう50万都市計画というものが進んでおることは事実だと思われます。

そういう点で、もう一回、水戸市の合併の第3点目の件でございますが、この行財政のスリム化ということを、これはやはりしっかりと受けとめてお願いをいたしたいと思うのでございます。

なぜかならば、やはりこれをしっかりやっていかないと、いわゆる合併したくても向こうで受け取っていただけないと、受け皿の問題がまた出てまいると思いますので、町長も一生懸命、前の町長の前の町長が引き継いで、この財政のスリム化に挑戦をしておいでのようにございますが、いわゆるこれは、やはり受け取った人の行政手腕でやるべきではないかと思いますので、再確認をいたして、よろしくお願いいたします。

次に、この経費節減のシルバー人材センターの件でございますが、いわゆるこれは、先ほどの中でお話ししました、町の仕事と民間の仕事の比重、これをもう一度、どのくらい町の仕事をやっていただいておりますのか、また、民間の仕事はどういうのをしておりますのか、例えば、除草とか、あるいはその他いろいろ、いわゆる植栽等にも声がかかっているのか、そういう職種についてもお伺いをいたしたいと思います。

それから、3点目の、今水路の計画についてでございますが、これはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。なぜかならば、役場から歩いて10分、ずーっとススキが生えていたり、給食センターのわきなんか見ますと非常に危険なんです。

ところが、ただ計画はしっかりと立てていただいて、一つ一つ誠意を持って実践、実行をお願いをいたしたいと思います。そうしないと、住民のいわゆるせっかく城里町にうちを建て、永住される方々が、何としても納得できない部分があるということが、たまたまおうかがいをいたしますので、計画の上、しっかりとした実行をお願いをいたしたいと思います。この点について、役場の方にそういった苦情等がまいておるとありますが、そういう点があったのかなかったのか、お伺いをいたします。

次に、先ほど4点目の地域活性化の、いわゆる石塚小学校前の桜のライトアップということで、今年度よりまた実施の運びとなると言われておりますが、今度はあの先にハイマートの大きなエコスの店舗ができました。それとつながりますと、非常に名所にもなってくるわけでございます。

先日も、ある町民の方より、他町村の方がたくさんおいでになって、あのライトアップの桜を楽しみに来る方がおいでになると。それは、とりもなおさず、商業効果にも通じていくのではないかと思います。これは、メリット、デメリットは当然あると思います。その点を踏まえても、そのメリットの方が多いのではないかと。結局、殺伐とした時代において、こういった桜を見、心をいやすということは、非常に余裕を持った大事なことでないかなと思います。

それからあと、夏いつも行っておりました役場のわきのこの広場の盆踊り、これは何でやめたのかということをよく言われます。この盆踊りというのは、ただ踊るわけではないわけです。というのは、東京及び県外に就職なさった子供さんたちが、これを楽しみに帰

省をされる方が数多くおいでになります。

これは、とりもなおさず、これからだんだん人口が減少してまいると思います。そういった面を踏まえ、このUターン現象をつくっていく大事なポイントにもなることも事実だと思います。この温かさといいますか、ふるさとにはこういう憩いの場ができるのだなというそういったものを、やはりつくってあげることが肝心かと思われますので。

先ほど、町長からお話しありましたように、予算がないからやらないんだと、そういうことを言わないで、ひとつこの辺をしっかりと見つめた上で、どっかからでもいいから、こういう大きな問題については、非常に単純な問題であります、この大きなことであると私は思います。これは、七会地区にも桂地区にも言えることですので、そういう面を踏まえ、しっかりと伝統化して守ってまいりたいと思いますので、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 佐藤議員さんの再質問であります、行財政の進め方、それらについては、今後も十分そういうことにのっとりながら進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

いずれにいたしましても、合併をしても、なお削減を図っていかなければいけない。合併しなくても、なお一層の行財政改革をしなければならない。いずれにしましても、合併してもしなくても、財政改革、行政改革はやっていかなければならないということであると思っております。

また、シルバー人材センターの件であります、民間の方から委託をされているとか、また町が細かい点で発注していると、そういう部分もございますが、その割合については今ちょっと手元に資料がございません。後ほどお答えを申し上げたいと思います。

それから、水路の整備であります、先ほどもお答え申し上げましたように、十分に田畑も担当課の方でも把握しておるようでございますので、できるだけその計画にそって対処していきたい、そういうふうに思っております。

それから、4番目の、桜のライトの件につきましては、先ほど申し上げましたように、18年度に予算措置をしながら、そういう方向で進めてまいりたいと思っております。

また、夏祭り等につきましては、ことし平成17年度は、観光協会の設立もできていなかったし、その商工会の合併もできてない。受け皿がどうなるのかということで、受け皿がないような状態できたものですから、夏祭りにはそういう具体的な話に至らなかったというのが実情であります。

そういう中で、来年度観光協会の設立、そういうものも課題となっております、そういうものをできるだけ早く立ち上げながら、そういう中でどう対処していくかということで、事業主体がどこになるのかということが一番大事だと私は思っております。町が直接

金を出して直接やるというような時代ではないと思いますので、その受け皿をどうしていくかということで、観光協会そのものが受け皿になっていくとか、商工会がなっていくとか、そういうふうなところで、それらに対する事業実施のための財政手段というものをそういう中で考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 18番佐藤君。

〔18番佐藤國保君登壇〕

○18番（佐藤國保君） 以上で質問を終わりにいたしますが、とにかく、新しくできた町でございますので、私どもも一生懸命皆さんと協力して頑張ってまいりたいと思いますので、行政側もしっかりとした、いわゆる形で挑戦をお願いをいたしまして、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関谷 誠君） 以上で、18番佐藤國保君の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午後 零時00分休憩

午後 零時58分開議

○議長（関谷 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

28番浅野壽一君、10番玉川台俊君が出席をしております。5番所 和明君は早退いたしました。

次に、先ほど18番、佐藤國保君の質問の中で、町長より答弁の申し出がありました。町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 先ほどの一般質問の中で、佐藤議員さんからのシルバー人材センターの民間と公共団体、それらの仕事の割合のご答弁でございますが、ことしの6月1日から10月30日、5カ月間の件数237件ありました。そのうち、地方公共団体から16件、民間事業所から32件、一般家庭から189件と、そういう内容でございます。

○議長（関谷 誠君） ただいま川井議員が出席しました。

次に、通告第12号、15番杉山 清君の発言を許可いたします。

15番杉山君。

〔15番杉山 清君登壇〕

○15番（杉山 清君） 質問に入る前に、先月11月13日、当栗区において、生涯学習の一環であります3世代交流会が催されました。年々盛況で、ことしも区民全体の50%以上の方が出席されました。その席で、自治会のある代表の方が、最近街灯が切れていて大変困っているというような話がありました。

今から3週間ほど前、そういう形の中で、私も桂の支所の方に行ってお話ししました。

そうしたところ、町で建てている街灯と自治会で建てている街灯、要するに、町の方は交換を球切れの場合に町としてするけれども、自治会の方は自治会等で行ってくださいというお話でした。旧桂の場合には、そういった経緯は今までなかったわけではありますが、どうも合併してそういう形になったということでありました。

最近、小学生の痛ましい事件等もありました。そういった中で、どうか速やかに、その切れた場合には街灯の交換をしていただきたいと思う次第であります。町のある程度のところを見ましたが、町長の近くの街灯も連続で3本切れておりました。どうか早目に取り付けをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、質問に入らせていただきます。

15番杉山 清であります。

町長並びに関係課長には、明解な答弁をお願いします。

まず1点、敬老会の式典についてお伺いします。

本年度の敬老会式典は、合併初年度ということもありまして、旧村単位で3会場に分けて行われました。私も桂会場に出席をさせていただきました。ことしは大変残暑が厳しく、桂会場においては、特に中学校の体育館ということで、式典が終わったときには、お年寄りの方は大変疲れた様子の方が多く見られたわけであります。

そういった中で、帰りに五、六人の方に、きょうの敬老会はどうでしたということで聞いたところ、大変不評な答えが返ってきました。地域発展に貢献していただいたお年寄りの方が、年1度の楽しみにしている式典であります。そういった中で、今回は上り下りの激しい階段、また正面ステージに向かって前方の出入り口を利用する使い勝手の悪いトイレ、そして風通しの悪い体育館。町には設備の整った会場があると、あるお年寄りがぼつりと言った言葉が、私は胸に刺さりました。

そこで、来年は、常北にあるコミセンの会場を利用してはどうでしょうか。同時開催はできないと思いますが、午前中、例えば常北地区、午後桂、七会地区と分ければ、例えば3会場分けたときは、町長はあいさつ等も3会場、同時開催ですからできないと思います。そういった中で、皆さん来場されたお年寄りの方に、町長のあいさつも一度に聞いてもらうことができると思います。また、交通手段の手配においても、大きな経費節減、そしてサービス両方の面で有効ではないでしょうか。来年度の開催についてお伺いします。

次に、消防署所施設建設についてお伺いします。

この件は、9月の議会で時間等の制限もありましたので、綿密に答弁を聞くことができませんでしたので、要点をとらえて質問させていただきます。

まず、用地選定であります。さきの質問で、執行部案は概略わかりました。ただ、飯富出張所を考慮して、本庁から1キロ圏内の場所に設置するという形の中では、七会地区のトギバシ、真端、上赤沢、そして桂地区の赤沢、岩船、錫高野は10分圏外となります。こういった地域は、合併当時のゾーンの配置の中でも環境ゾーンと位置づけられ、大変自

然豊かなところであります。

消防業務は、町の生命、財産を守ることであり、城里町にとっては自然は大事な財産であります。最近、発表になりました助役さんのおひざ元であります常陸太田の第3の消防出張所は里美に決まりました。大久保市長は、山林火災を想定に入れた決定だそうです。城里町においても、全体を見据えての決定を考えていただきたいと思います。

今回は、そこで、私なりに地図を書いてきました。自分がつくったやつですから、ちょっといいですか。

まず、執行部案ですと、本庁舎の西側という形になります。飯富出張所からまず本庁舎まで、キロ数にして約8キロ弱であります。10分圏内という形の中で、自分も飯富出張所から50キロから60キロのスピードではかってみました。それで、今回の設置場所がそれから1キロということになりますと、常北町はほぼ要するにその1キロ西側に移したところで10分圏内、要するに十分入るわけではありますが、丸の真ん中のところではありますが、七会の方に限っては、一部のみという形になります。

そこで、私の案として、左側の丸、余り見ていないような形ですけども、それを考えますと、約七会の人口の8割、そして面積にして50%が網羅できるというような形になります。そういうことで、後の時代につながる、答えとしては、今現在、さっきの合併ではありませんが、出てきませんが、どうかその辺も見据えていただきたいと思います。

それと、この私の案で移す場所というものは、坏七会間の県道にもなっているわけです。これから先、県道整備等についても、県の方に早期に整備していただくような話の中で進めていただければ、総合的な計画ができるのではないかと思います。よくお考えいただきたいと思います。

2点目、施設内容ですが、9月の質問で、災害物資倉庫とヘリポートの建設を提案させていただきましたが、城里町は、以前国や県の機関も複数ありました。ただ今は、県北事務所のみであります。災害物資の基地づくりは、総務省、県ともに候補地選定に入っています。今だからできる中央機関の誘致ではないでしょうか。また、災害においても有効であり、城里町という位置づけと知名度アップに結びつくのではないのでしょうか。消防一体型、またもしくは、災害物資とヘリポートの施設誘致は考えておられるのかどうか、お伺いします。

3点目、設備構成についてお伺いします。

この件も大枠では質問しましたが、まず大事なものは、車両等の体制であります。9月の質問でもいたしました。近くの旧内原町との企画、これでは面積が内原町に対して4倍の広さ、人口で約2,000人弱多い。事務委託費は1,000万円しか変わらない。その中で、車両体制は1：1：1体制。きょうからここに、消防車両、タンク車を含めた2両体制、救急車1台、そして指令車1台という2：1：1体制を計画に入れていただきたいと思います。

また、先日出した対案の中に、多目的に利用できる、それと緊急用としての、また防災用としての飲料水用タンク、そういったものを考えているかどうかも含めてお願いしたいと思います。

婦人消防についてお伺いします。

この件については、桂村当時、平成12年9月議会で質問させていただきました。合併した今、桂地区には、婦人消防またクラブといったものはありません。消火栓におけるの初期消火や防火のPRなど、町外に働く場を持っている人が多い消防団員にとっては、大変助かるのではないのでしょうか。

また、町外から城里に嫁いでいる女性の方にとっては、世代を越えた交流や助け合いが生まれると思います。消防団等とも協議していただき、早期に創設をお願いしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 杉山議員からの一般質問であります、第1点目、来年度の敬老会の開催式場についてということであります。

平成17年度は、それぞれの旧町村単位で開催をいたしてまいりました。出席者が、常北地区400人、桂地区300人、七会地区180人と、大体そういう人数で開催をしてきたところであります。

最初に、全体的に常北のコミセンでやってはどうかという話もありましたが、いろいろな今までの経過等を含めまして、3地区で分散型がいいではなかろうかということで開催をいたしたわけであります。

そういう中で、現在、来年のことを計画をしておりますが、桂中学校の体育館、平成16年度までは桂の村民体育館で開催をしておりましたが、ことは中学校でということでありましたが、やはり桂体育館か、今までのよその桂中学校の体育館より今までのところがいいか、それもと冷房がきけば公民館がいいかというような話でございまして、18年度もやはり3地区で分散型で開催をしたいと、そういう考えで進めておるところであります。

次に、消防署所の設置の用地の選定であります、杉山議員が杉山私案といいますか、そういうところお出しをいただきました。地形的に見まして、中心地というようなこととお考えのところがあるかなと思いますが、消防署所の設置場所については、前に飯村議員さんからもご質問がありまして、その中で経過等についてはご報告、ご答弁申し上げたところであります。

そういう中で、示された範囲の中で現在用地が確保できる、地主さんも相手もあることであります。そういう用地が確保される場所で選定をしてということで、仕事を進めておるところであります。一定面積も必要だし、平たん地も造成に余りかからないようなところ

ろということもありますので、そういうことで進めているということで、現在計画をしておるところであります。

そのほか、設備構成、施設内容等ではありますが、ヘリポートについてはつくる考えはございません。しかし、飲料水のタンクとか災害時の物資保管、そういうものについては、建設委員会等も、用地が決まればそういうものを立ち上げていくという中でそういうことも検討してまいりたいと、そういうふうに考えております。

それと、消防車の体制であります。現在は消防車1台、高規格救急車1台ということで対応してまいりたいということで、基本的には、水戸市ともそういうことで話を詰めておる段階であります。

また、話が前後いたしますが、施設の内容等につきましても、それぞれ必要なスペースの確保、それから女性の方の消防署職員、そういうことも想定に入れまして、女性用の設備、そういうものを考えながら建築に進んでいくということでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

その次に、桂地区の婦人消防の設立の考え方ということでございますが、確かに昼間出ている方が多いという中で、婦人消防の役割も非常に大切なことだと思っておりますが、常北地区で26クラブ、2,480人の消防、婦人消防組織がある、七会で1クラブ28名というようなことが組織をされております。そういう中で、桂地区等につきましても、いろんな団体とも交流を進めながら、そちらの設立の検討をさせていただきたいと思っておるところであります。

以上であります。

○議長（関谷 誠君） 15番杉山君。

〔15番杉山 清君登壇〕

○15番（杉山 清君） 敬老会は、要するに来年は、また今年度と同じ3カ所という形で答弁をいただきました。ただ、いずれにしても、要するに桂の場合には、どこが一番いいかというのは、本当に帯に短したすきに長しというような状態であると思っております。

私も終わった後聞き取り、また関係課ともお話ししました。そこに出席しておられたお年寄りの方も、バスで行くんならば、エアコンのきいた、例えば階段を上り下りするような場所よりはずっといいですよという話をいただきました。まず、手すりとかそういうものも設備されていないような建物の中で、要するに移動するわけですから、お年寄りの方にとっては大変容易ではないなという形であります。

また、公民館を使うという形になりますと、桂の公民館はトイレがやっぱりかなり離れているわけでありまして。ですから、その辺ももう少し考慮をしていただき、また末端の出席する方々や団体の方とももう少し協議をしていただきたいと、このように思う次第であります。

消防用地、飯村議員の方からも質問があり、なかなかいい答えをもらえないという形で

ありましたが、まず、新しい町ができて、3月16日、これ総務常任委員会初めて行ったわけであります。私、これ記録をとってあるのですが、午前10時から本庁舎3階で行われました。その席で、まず用地の選定に限っては、各団体の長、また学識経験者を入れた中で、6名の委員会で構成され、そこで選定をするというような説明がありました。これ2候補地の中から委員会で選定をしたんですか。執行部一任で決めたのではないですか、これは。なぜ常任委員会で話したことがこういう形になったのか、その辺理由を聞きたいと思います。

また、取得金額が1億2,600万であります。4,000平米確保という中で考えますと、平米3万であります。あの地区の土地価格、農地です、の中から考えると、格段の破格値であります。公的用地ですから税金もかからないという形の中で、一般的に考えれば、半分以上ぐらいの金額が妥当だと私は思うのですが。この金額の予定額、その辺も示していただきたい、そのように思います。

また、それに付随してですが、町の中心より500メートルでも1キロメートルでも、要するに西や北に移すことによって、面積はかなり広くとれる。そういったことが、後の要するに、例えば災害の物資倉庫とか、施設をつくる上においても有効なのではないかと思っています。

また、私はヘリコプターを買って置いておいてくれという形は言っておりません。そういった中で、発着ができるそういったスペースが必要ではないかという形の中でお話ししているわけです。

さきのパキスタンの大地震においては、日本の自衛隊も救援に行ったわけであります。そこで、当初のヘリコプターの台数というか、機数より追加して、要するにヘリコプターが救援には適しているという形の中で行われたわけであります。

例えば、茨城県全体の地形から見ても、地震災害、水災害は、この地区は考えられる場所であります。そういったときに、例えば何で行くんですか。手で持っていくんですか。どうかその辺を考えていただきたい、このように思うわけであります。

婦人消防については、今後検討という形の中で、ただやはり働く人が多い、そして町外に働く人が多い消防団でありますので、幾らかでもそういった手助けができればという形の中で今回も質問に入れましたが、どうか早い時期にこの件は各種団体とも話し合い、設立の方向で考えていただきたい、かように思います。

以上、2回目終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 敬老会の件であります。実施までに当たっては、よく関係団体、そういうものと意見を交わしながら、実施に向けてまいりたいと思っております。

次に、総務委員会の3月16日の件のその後の経過であります。担当課長の方からご説

明を申し上げたいと思います。

また、ヘリの発着所、ヘリポートの件であります。現在、日本自動車研究所とのヘリポートの計画を進めております。そういうものと相まっていけるかと思っていますので、この消防署としては考えておりません。

次に、婦人消防につきましては、先ほども申し上げましたように、よく団体等とも協議をしながら検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関谷 誠君） 総務課長。

〔総務課長森島哲男君登壇〕

○総務課長（森島哲男君） 杉山議員さんのご質問にお答え申し上げます。

私は、3月16日の総務常任委員会の中で、2カ所というような話をしたかと思えます。これについては、やはり1つは中心という方法もあったんですけれども、国の方というか、協議した中では、飯富消防署を考えた場合と、飯富消防署を考えない場合という設置の方法があったのですけれども、それについては、前の議会でもご答弁申し上げましたように、飯富を考えても考えなくても、同じ場所に設置の場所がいいだろうというような結果が出たものでございます。

それと、土地の価格なんですけれども、確かに1億2,600万ということで、平米3万1,500円というような、当初16年の12月現在のときのこれ予算だったんですけれども、これについても確かに議員ご指摘のとおりかと思えますので、現在その料金については、不動産鑑定士を入れまして、適正な価格で交渉をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（関谷 誠君） 15番杉山君。

〔15番杉山 清君登壇〕

○15番（杉山 清君） 敬老会の式典の会場については、私の方がこれから地域等のお年寄りの方といろいろ話し合っていきたい。そして、執行部の方にもご提案していきたいと思えますので、どうかいいお答えを見出して、来年度は皆さんが満足するような式典にしていきたいと思えます。

用地ですが、先ほど課長の方からも、考慮しても考慮しなくて、要するに1カ所だという形で言われましたが、確かにこれ前の質問のときも、9月のときにそういう話をいただきました。

ただ、考慮しても考慮しなくても1カ所だから1カ所でいいという形ではないと思うんです。私は、これ3月16日に2カ所という形で聞いて、そして先ほど答えてないんですけれども、要するに、委員会を設立して、その委員会で答えを出すという形の中で言われたわけである。それがなぜ執行部が答えを全部出しているのですかということを私は言ったわけです。

あと、土地の価格等、これはもう評価委員会もあるし、周りの不動産状況もあるでしょう。そういった中で、限られた予算でありますので、要するに土地を買う金額が1億2,600万だから、それを満額使うのではなくて、ほかのところにも回せるという話の中でこの前もありましたので、どうかよい施設づくりのために、また血税でありますので、大事な使い方をしていただきたい、このように思う次第であります。

ただ、この設置場所が、果たして今執行部が考えている場所が最有力なのかどうかということは、後の時代にわかってくるわけであります。後の時代ですよ。5年や10年先。その辺をよくお考えいただいた中で最終決定をしていただきたい、このように思う次第であります。また、その救援物資倉庫というのは、9月、私が質問した後、10月に総務省の総務大臣の方からも、全国的に誘致をして、そして早期に建設をするというようなニュースも流れたわけであります。

面積4,000平米では、こういった施設は到底できないわけです。ですから、要するに、少しでも安い金額の中で面積を広くして、次の時代を担うような施設づくりが大事なのではないかということで、私は言っているわけであります。

ですから、ヘリコプターをとめるのには、これは建物の上にもとめられるでしょう。ただ、町長が言うように、自動車研究所にヘリコプターがとまっても、物資はどうするんですか。担いで持っていくんですか。そういう形ではなかなかできないでしょう。要するに、災害とか救助というものは一刻を争うわけであります。そういったもので、やはりジョイントするような考えを持っていかなければ、宝の持ちぐされという形になります。

3回目ということで、先ほど出した、まず大事なのは選定ですね。その辺をお聞かせ願いたいと思います。婦人消防は、できるだけ早くということで、ひとつお願いしたいと思います。

以上、3回目を終わります。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） 消防署所の設置場所の件であります、用地選定委員会を開催いたしております。区長会会長、副会長、各地区消防団長、議会議長、総務常任委員長に委員となっただきまして、そこで選定をいただいております。そういう経過の中で、その範囲内で現在用地の交渉を進めておるといのは、そういうことあります。

また、用地につきましては、あくまでも先ほど総務課長が申しあげましたように、本当にその概算の金額でありますので、不動産鑑定士等を入れて公正なる評価をいただきながら、そういう中で実施に当たっていきなさい。また、用地費が余れば余ったでの推薦の方法もありますので、そういうことで進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○15番（杉山 清君） 大丈夫ですか。間違っていないですか。間違っていない。選定委員

会で選定したの、間違っていないですか。選定委員会の方で選定したというのは間違っていないですか。

○議長（関谷 誠君） 町長。

〔町長金長義郎君登壇〕

○町長（金長義郎君） これにつきましては、消防署の適正配置について、財団法人消防科学総合センターというところの資料をもとにして、選定委員会において認めていただいたと、そういう経過です。

○議長（関谷 誠君） 以上で、15番杉山 清君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第13号、25番根本正典君の一般質問については、本日欠席のため、本人の申し出により取り下げられました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、議会事務局にお集まりください。

なお、その他の議員さんは控え室付近でくつろいでいただきたいと思います。

午後 1 時 3 8 分休憩

午後 2 時 2 3 分開議

○議長（関谷 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

○議長（関谷 誠君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで、議員各位に申し上げます。

本日の会議終了後、ただちにこの仮議場で全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、あすの第3日目は休会とし、次の本会議はあさって12月16日、午後1時に本議場において開会し、議案質疑から入りますので、開議10分までに時間厳守の上ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2 時 2 4 分散会